

広島県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表を次のように改める。

県立学校名	事務	所掌県立学校
<p>広島県立広島中学校</p>	<p>前項第十五号に掲げる事務のうち教育長が別に定めるもの（以下「特定事務」という。） 前項第十五号に掲げる事務（特定事務を除く。）並びに同項第十六号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる事務</p>	<p>広島県立呉三津田高等学校</p>
<p>広島県立広島皆実高等学校、広島県立広島国泰寺高等学校、広島県立広島観音高等学校、広島県立大竹高等学校、広島県立佐伯高等学校、広島県立五日市高等学校、広島県立井口高等学校、広島県立廿日市西高等学校、広島県立湯来南高等学校、広島県立西高等学校、広島県立広島工業高等学校、広島県立宮島工業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立広島南特別支援学校、広島県立広島西特別支援学校及び広島県立廿日市特別支援学校</p>	<p>特定事務</p>	<p>広島県立廿日市高等学校</p>
<p>広島県立広島高等学校、広島県立呉宮原高等学校、広島県立音戸高等学校、広島県立大柿高等学校、広島県立賀茂高等学校、広島県立賀茂北高等学校、広島県立黒瀬高等学校、広島県立河内高等学校、広島県立豊田高等学校、広島県立呉昭和高等学校、広島県立呉工業高等学校、広島県立西条農業高等学校、広島県立呉商</p>	<p>右に同じ</p>	<p>広島県立呉三津田高等学校</p>

<p>業高等学校、広島県立広島高等学校、広島県立西条特別支援学校、広島県立呉特別支援学校、広島県立黒瀬特別支援学校及び広島県立呉南特別支援学校</p>		<p>広島県立尾道北高等学校</p>
<p>広島県立三原高等学校、広島県立三原東高等学校、広島県立尾道東高等学校、広島県立竹原高等学校、広島県立忠海高等学校、広島県立御調高等学校、広島県立世羅高等学校、広島県立瀬戸田高等学校、広島県立尾道商業高等学校、広島県立大崎海星高等学校、広島県立因島高等学校、広島県立総合技術高等学校、広島県立尾道特別支援学校及び広島県立三原特別支援学校</p>	<p>右に同じ</p>	<p>広島県立福山明王台高等学校</p>
<p>広島県立福山誠之館高等学校、広島県立福山葦陽高等学校、広島県立松永高等学校、広島県立沼南高等学校、広島県立府中高等学校、広島県立上下高等学校、広島県立大門高等学校、広島県立神辺旭高等学校、広島県立府中東高等学校、広島県立東高等学校、広島県立福山工業高等学校、広島県立神辺高等学校、広島県立福山商業高等学校、広島県立戸手高等学校、広島県立芦品まなび学園高等学校、広島県立福山特別支援学校、広島県立福山北特別支援学校及び広島県立沼隈特別支援学校</p>	<p>右に同じ</p>	<p>広島県立祇園北高等学校</p>
<p>広島県立海田高等学校、広島県立可部高等学校、広島県立加計高等学校、広島県立千代田高等学校、広島県立安芸高等学校、広島県立安古市高等学校、広島県立高陽高等学校、広島県立熊野高等学校、広島県立安西高等学校、広島県立安芸府中高等学校、広島県立高陽東高等学校、広島県立安芸南高等学校、広島県立広島中央特別支援学校、広島県立広島特別支援学校及び広島県立広島北特別支援学校</p>	<p>右に同じ</p>	<p>広島県立三次高等学校</p>

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。